

平成 28 年度 公共事業の再評価結果と西宮市の対応方針

平成 28 年度に公共事業の再評価対象となった事業の再評価結果と対応方針については、西宮市公共事業評価委員会の答申を踏まえ、下記のとおりとする。

記

- 1 対象事業 西宮市浜甲子園地区住宅市街地総合整備事業
- 2 対象事業の再評価結果と対応方針

(1) 再評価結果と対応方針

再評価結果：

事業については、以下の点から事業の継続が認められる。

標記事業については、その必要性、進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性を確認し、いずれの視点からも継続が妥当と判断されることから、事業の継続が認められる。しかしながら、事業を継続するにあたり、以下の点を精査し、実施することを提案する。

対応方針：

西宮市としては、以上の答申結果を踏まえ事業継続とする。

(2) 委員会の意見については以下の通り対応する。

意見：

- ① 当初計画より事業期間が延長しているため、移転にかかる現入居者との合意形成や民間事業者等への土地譲渡について、進捗管理を徹底することにより、変更した期間内に事業が完了するよう努めること。
- ② 安全で快適な住環境の整備という当初の事業目的を達成するとともに、事業の発現効果がより良い形で地域住民に還元されるよう十分配慮すること。
- ③ 「兵庫県住生活基本計画」や「にしのみや住宅マスタープラン」などの関連計画との整合性を意識して事業を実施すること。

対応方針：

- ① 現入居者に対する今後の整備計画説明および民間への土地譲渡の募集を適切な時期に行うよう UR 都市機構に要請するとともに、想定している実施期間を過ぎることがないように、UR 都市機構とともに事業の進捗管理を行う。
- ② 既存の周辺自治会、新規分譲共同住宅の管理組合及び戸建住宅エリアの自治会や大学などが連携・協働するエリアマネジメントの取組みに対して、市も支援していく。
- ③ 関連計画に示された取組事例などを参考にしながら、本地域の特色を活かし、魅力ある住環境の整備に努める。